

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈悦会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、週4日以上かつ1日6時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する出張旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員については、理事会及び評議員会の出席等、業務に応じた報酬を支給する
- 4 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 5 役員及び評議員には、賞与を支給しない。
- 6 役員及び評議員の退職にあたっては、退職金を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬は別表1「常勤役員の報酬」に定める額とする。

- 2 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 2 個々の監事に対する報酬は、別表3「監事の報酬」に定める額とする。
- 3 個々の評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員に対する報酬は、16日から起算し、翌月15日に締切り計算し、当月の25日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝日にあたる時は、その直前の金融機関営業日とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 報酬の支給にあたり日割り計算の必要が生じたときは、報酬計算期間の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 支給するものに対しては、切り上げる。

(2) 控除するものに対しては、切り捨てとする。

(出張旅費)

第11条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、「出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後清算することができる。

(公 表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年6月1日より施行する。

従前の役員報酬規程（平成29年6月15日施行）は、これを廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

役職	役員報酬額
常勤役員	月額 450,000 円

別表2 非常勤理事の報酬

	日額
理事会・評議員会出席	5,000 円
上記の他、法人の・施設業務のための出勤	5,000 円

別表3 監事の報酬

	日額
理事会・評議員会出席	10,000 円
上記の他、法人の・施設業務のための出勤	10,000 円

別表4 評議員の報酬

	日額
理事会・評議員会出席	5,000 円
上記の他、法人の・施設業務のための出勤	5,000 円

別表5 (日額)

報酬額	交通費	宿泊費
理事 5,000 円 監事 10,000 円	実費	実費 20,000 円まで